



と

が

共生できる



をめざして

目次	
—	インフォメーション
p. 1	野良猫（飼い主のいない猫）が増えて
p. 2	「飼育猫」の飼い主の方へ
p. 4	地域猫対策とは
p. 5	地域猫対策の効果
p. 6	磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会
p. 8	今ある“猫の被害”を防ぎたい方へ
p. 9	磯子区猫の飼育ガイドライン

地域猫活動

インフォメーション

地域猫活動に参加する、里親さがしをする（引き取りはしていません）、里親になる方

磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会 事務局	TEL: 090-2454-7300 (受付 平日13:00~17:00)
Eメールアドレス	e-mail: chiikineko@annvet.net
ホームページアドレス	http://www.annvet.net/kaiin.htm

里親さがしをする（引き取りはしていません）、里親になる方

(社) 日本動物福祉協会 横浜支部	TEL: 045-364-2214
動物里親の会 (本部 中区)	TEL: 090-2627-1464
ニュータウン動物愛護会 (会場 都筑区)	TEL: 080-5524-7471
(財) 神奈川県動物愛護協会	TEL: 045-421-5592

犬猫、動物についての相談、不妊去勢手術についての相談

●磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会協力動物病院

病院名	住所	TEL
アン動物病院	東町10-24	045-753-6656
川口動物病院	岡村2-1-9	045-752-5251
曾屋動物病院	杉田3-11-2	045-771-0861
武部獣医科病院	森が丘1-13-20	045-842-1086
根岸橋獣医科医院	馬場町1-6	045-751-6377
葉山動物病院	岡村6-17-20	045-752-0088
マリン動物病院	原町9-7	045-750-1119
みなとよこはま動物病院 磯子センター病院	森2-10-20	045-751-6310
洋光台ペットクリニック	洋光台5-3-22	045-831-2996

犬、猫、動物が死んだら

●お骨がいる場合

戸塚斎場	TEL: 045-864-7001
民間のペット斎場	電話帳などで、お確かめください

●お骨がいない場合

資源循環局 磯子事務所	TEL: 045-761-5331
-------------	-------------------

犬、猫、動物の各種相談

磯子区福祉保健センター生活衛生課	TEL: 045-750-2451
------------------	-------------------

野良猫 (飼い主のいない猫) が増えて・・・

猫で迷惑している人がいる

- 庭にフンをされる、車が傷つけられる。
- 迷惑を受けている人は、「つかまえて処分してしまえ」と考える。*
- 猫が増える原因を解決しないで排除だけでも、時間がたてば戻ってしまう。

飼い主のいない猫もかわいそう

- かわいそうな猫を助けたい。
- 野良猫を増やさないように不妊去勢手術をしたいけど、お金がかかる。

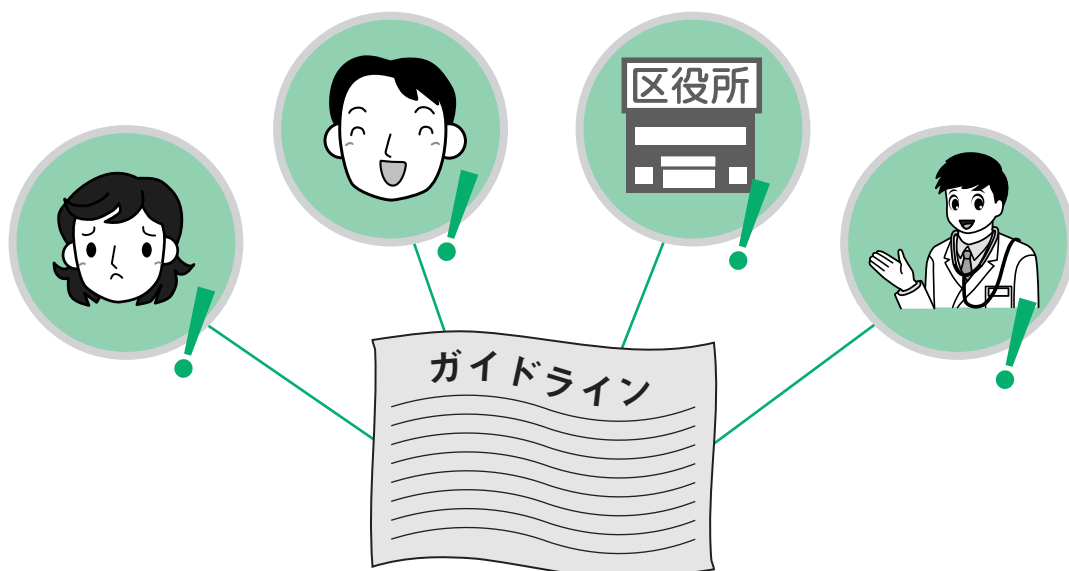
*その気持ちはわかりますが動物虐待があった場合、法で罰せられることがあります。

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 第1項 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

なにかいい方法は、ないだろうか？

そこで、“猫で困っている人”、“猫を助けたい人”、“区役所（福祉保健センター）”、“獣医師”が話し合いを持ち、人と猫が共生できる街をめざして、一定のルールをつくりました。それが、「磯子区猫の飼育ガイドライン」です。



「飼育猫」の飼い主の方へ

飼い主のいない猫の問題を改善していくには、飼い主が明確な“飼育猫”が適正に飼育されていることも、大切なことです。

1 屋内飼育をする。

飼育猫は、事故や病気、失踪を防ぐために、屋内で飼育してください。

2 不妊去勢手術をする。

繁殖を望まない場合には、飼い主のいない猫を増やさないために、不妊去勢手術を行ってください。

(手術の効果：病気が予防できたり、発情に伴うケンカ、鳴き声が減ります。性格が温和になります。尿のにおいも薄くなります。)

3 名札をつける。(身元を表示する。)

首輪などに、飼い主の身元がわかる名札をつけることにより、迷い猫をなくします。

また、マイクロチップによる個体識別が始められています。

磯子区猫の飼育ガイドラインでの猫の定義

飼育猫

飼い主と居住場所が明確であり、主に特定の人からエサをもらい生活している猫

外猫

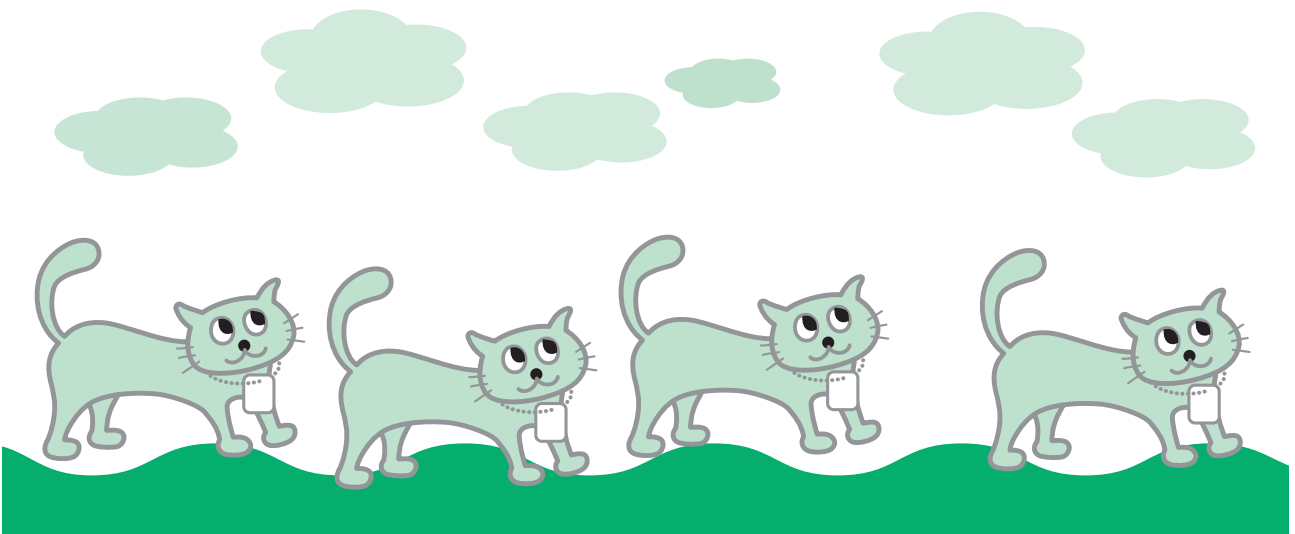
特定の飼い主がなく、地域に住みつき人からエサをもらい生活している猫

地域猫

ガイドラインに示されている「飼い主の遵守事項（外猫の場合）」に従って、地域で適切に飼育管理された猫

その他の猫

ノネコ：飼い主の元をはなれ野生化し、常時山野にて野生の鳥獣等を捕食して生息している猫



ガイドラインの基本的な考え方

- 1 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組む。
- 2 飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組む。
- 3 猫の問題を地域の問題として、住民と行政が協働して取り組む。
- 4 猫が好きでない人や猫を飼っていない人の立場を尊重する。



なぜ、野良猫にエサを与えるだけの世話は、いけないのか？

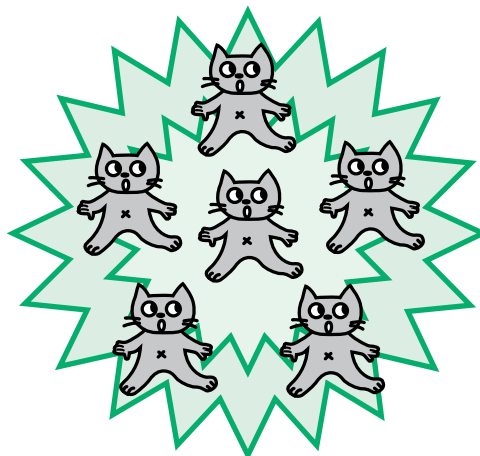
猫は、生後5、6ヶ月ぐらいから妊娠が可能になり、1年に2～3回、1回に2～8匹生みます。猫が1回6匹生み、半数がメスであると仮定すると、1年で1匹のメスから79匹になってしまいます。1匹の猫を助けようとした行為が、79匹のかわいそうな猫を増やすことになってしまいます。

1年に...

2～3回

1回に...

2～8匹



地域猫対策とは

1 目的

地域の住民、ボランティア、獣医師、行政が協働で「飼い主のいない猫」を磯子区猫の飼育ガイドラインにそって管理し、責任の所在の明らかな猫（地域猫）へとし、その結果「飼い主のいない猫」を減らすことが目的です。

2 活動内容

- ① 不妊去勢手術を行い、猫の数が増えないように管理します。
- ② エサ場を決めて適正な量のエサを与え、残ったエサは片付けます。
- ③ フンの後始末を必ずします。
- ④ 猫の個体識別をして、健康をチェックします。

3 誰がどのように行っているのか

磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会及び協議会会員が中心となり、磯子区福祉保健センター・磯子区獣医師会の協力を得て活動しています。（協議会の入会方法については6ページを参照してください。）

猫の世話をする人

実践グループの結成、適切なエサやり、不妊去勢手術、猫の管理（フンの始末、エサの残りの処分）

ボランティア

主旨に賛同し、募金活動、バザーなどに協力

獣医師

飼育についてのアドバイス、不妊去勢手術の実施、捕獲への協力

区役所（福祉保健センター）

磯子区猫の飼育ガイドラインの普及、苦情対応、適正飼育の指導、町内会へのPR



地域猫対策の効果

1 不妊去勢手術による効果

- ・ 猫の出産がなくなります。
- ・ 発情によるケンカや、さかりの鳴き声がなくなります。
- ・ 尿のにおいが薄くなります。

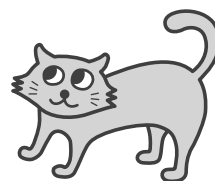
2 エサやりルールで、エサの散乱、ゴミあさりを防ぐことができます。

3 トイレの設置で、フン尿の被害が減ります。

4 捨て猫や動物虐待を防ぎます。

5 野良猫が減少します。

6 地域で動物をかわいがる気持ちが生まれます。



猫を
拾ったら



大人たちがしっかりこの問題に取り組まないと、次の世代を担う子供たちにも影響が出ます。例えば子供が子猫を拾ってきたら、あなたはどうしますか？

- | | | |
|------------------|---|---------------------|
| (1) 可愛いから家で飼う | ➔ | 一生面倒をみる覚悟がいります。 |
| (2) もといた所に戻すよう言う | ➔ | 問題解決になりません。 |
| (3) 里親探しをする | ➔ | 里親が見つからない場合が多くあります。 |

➔➔➔ こういったことを個人で行うのは大変です。

そのためにも、「飼い主のいない猫」が増えないための対策として「地域猫対策」が必要なのです。





磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会とは、磯子区で作成した「猫の飼育ガイドライン」に基づいた飼い猫・外猫の正しい飼い方、接し方等を実践的な活動を通じて普及し、人と猫が快適に生活できる街づくりを進める事を目的に設立されたボランティアの会です。

1 協議会会員

会員になるためには、年会費1000円が必要です。この年会費は実践グループが世話をする地域猫の不妊去勢手術の補助や一般飼い主向けセミナーなどを開催するための活動資金に当てられます。

会員には不定期でニュースレター（にゃんねつと）を発行しています。

*協議会にはガイドラインに賛同していただけるなら、磯子区以外にお住まいの方でも入会できます。

2 協議会会員の活動

会員の主な活動は猫の飼育ガイドラインの考え方を普及していき、また年会費を納めることで実践グループが行う地域猫の不妊去勢手術をバックアップします。

ボランティアとしてバザーや募金活動への参加、「ねこの会」で「飼い主のいない猫」の相談などもしています。

また「飼い主のいない猫」の世話をしている方には3名以上でグループを作ってください、「実践グループ」として「飼い主のいない猫」を、責任の所在の明らかな「地域猫」へと移行させています。

3 実践グループの活動

主な活動は、「猫の飼育ガイドライン」に基づいた地域猫の世話です。登録すると（登録は無料）、協議会が不妊去勢手術の補助をします。

※ 実践グループの登録は磯子区にお住まいの方に限ります。3名以上での登録です。（同居家族は1名とカウントします。）

4 ねこの会

協議会会員により、運営される会です。毎月第二日曜日に磯子区総合庁舎正面玄関前で、猫で困っている方の相談を受けたり、里親さがしを行っています。

◆ 協議会への入会及びご寄付に関するお問い合わせ・お申し込み先 ◆

- 1 磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会 事務局
TEL：090-2454-7300（月～金の午後1時～5時）
- 2 お近くの地域猫実践グループのメンバー
- 3 このパンフレットが置いてある磯子区内の動物病院
- 4 磯子区福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係



今ある“猫の被害”を防ぎたい方へ

飼い主のいない猫が減っていけば、被害は少なくなります。それには多少の時間がかかります。今、現にある被害を減らす方法は、ご自宅の敷地に入りやすくすることです。

- 1 塩素系消毒薬などをまく
塩素系消毒液は100倍に水で薄めてまく。
- 2 ゴミをあさらないように、ゴミに網をかける。猫が入り込まないように、網を張る。
猫の通り道に、侵入防止用の器具（突起物）を置く。
- 3 侵入防止装置（超音波を出す機械）を置く。
お試用にお貸ししています。
（磯子区福祉保健センター生活衛生課へ）
- 4 その他 猫の侵入防止方法一覧チラシがあります。
（磯子区福祉保健センター生活衛生課へ）



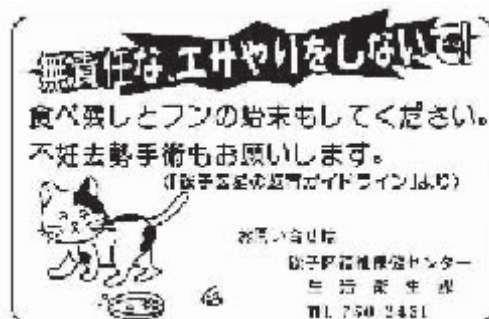
地域にお住まいの住民から相談を受けた町内会長さんへ

エサを置きっぱなしにするなど、無責任な世話をしている人へは、磯子区福祉保健センター生活衛生課が適正飼育の指導をします。また、置きエサ防止のプレートをお渡しします。

猫を排除しようとするだけでは、問題の解決にはなりません。

人と猫が共生できる街をめざして、

“地域猫対策”にご理解をお願いいたします。



磯子区猫の飼育ガイドライン

1 目的

人間の生活環境の変化に伴い、生活をともにしてきた猫達も住みにくい環境への対応をせまられています。また、猫はその習性から自由を拘束し管理することが非常に難しく、糞尿やゴミあさりによる環境汚染をはじめノミなどによる人体への害、器物の破損等周辺地域へ与える影響も大きく、トラブルや苦情のもとになっています。

そこで、このガイドラインを人と猫が共生していくための最低守るべきルールとして、正しい飼い方、接し方、遵守事項などを明確にすることによって、適切飼育や動物愛護への理解を普及し、人と猫とが快適に共生できる街づくりを進めることを目的とします。

2 基本的考え方

今飼育している猫が野良猫化しないようにする一方、現在地域に住みついて人からエサをもらって生活している飼い主のない猫を、地域住民が適切な飼育を行い管理することによって「地域猫」と位置付け、飼育責任の所在が明らかな猫へと移行させていき、その結果として野良猫（飼い主のいない猫）の減少を図ります。

3 定義

猫の飼育方法によってその扱い方、接し方は大幅に違うため、次の三種類に分類します。

(1) 飼育猫

飼い主と居住場所が明確であり、主に特定の人からエサをもらい生活している猫。

(2) 外猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき人からエサをもらい生活している猫。

(3) 地域猫

このガイドラインに示されている「飼い主の遵守事項（外猫の場合）」に従って、地域で適切に飼育管理された猫。

●その他の猫

※ノネコ：飼い主のもとをはなれ野生化し、常時山野にて野生の鳥獣等を捕食し生息している猫。

4 飼い主の一般的心構え

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例、地域の飼育規定等に規定された飼い主の義務を守ること。
- (2) 猫の習性、生理等を十分理解するとともに、飼い主として責任を自覚し、愛情をもって猫を終生、適切に飼育すること。
 - 猫が動物である事を理解し、人間のように考え違いしないようにしましょう。
- (3) 周辺地域の人々の立場を尊重し、自己満足のため他人に迷惑をかけることのないよう細心の注意を払い飼育するよう心がけること。
 - 飼い始める時には、家族が一人増えるという意識を持ちましょう。
 - 自分の心の安らぎのためだけに猫を可愛がると、まわりの人のことが見えなくなりがちです。ご近所の方々が一番近い世の中ですので、猫以外のことでも普通の挨拶が交わせる間柄になっておくよう心がけましょう。
 - 猫にまつわる苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあるので、苦情の内容を冷静に分析し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、より良い対応をするよう心がけましょう。
 - 猫が嫌いな人やアレルギー等で接することを避ける人がいる旨を理解しましょう。
- (4) 「捨てない。増やさない。いじめない。」ことを守ること。

5 猫の本能・習性・性質

(1) 夜行性

昼間は寝ていることが多く、夜間活動が活発化します。

(2) 季節発情

メスの発情は、ほぼ決まった時期に数回繰り返します。

オスは独自の発情周期を持ちません。(メスの発情に誘われます。)

(3) 縄張争い

オスは縄張意識が強く、特にメスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、ケンカも増えます。

(4) トイレ

やわらかい土、砂地を好みます。オスの場合、尿のマーキング(スプレー)を行うことが多くあります。

(5) 爪とぎ

猫の気分がリラックスしたり高揚したりした時、また爪の新陳代謝やマーキン

グ（印づけ）が行われる時に見られる本能的な習性です。

（6）性質

猫は自尊心が強く、気ままで、気まぐれのため飼い主の言いなりにならないものです。神経が繊細で、急な環境の変化、突然の大きな音や騒々しい環境を嫌います。

※（2）（3）（4）は、不妊去勢手術により抑えることが可能です。

6 遵守事項

飼育猫の場合

【飼育管理について】

- （1）猫の飼育場所は原則として、室内で飼育するように努めること。
 - 出入り自由の猫でも、夜は家の中に入れてみましょう。
- （2）飼育する猫の数は居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を見極めて飼育可能な最小限にすること。
 - 飼い主一世帯で、おおよそ3匹までを目安とすることが望ましい。
- （3）飼い主占有の場所以外で、猫にエサや水を与えないこと。
- （4）猫の必要な栄養を考えてエサを与えること。
- （5）飼い主占有の場所に猫用トイレを設置し、そこで排便をするように子猫の時からしつけを行い、常に排泄物を清掃することによって清潔を保つこと。
 - 排泄物は健康管理上の目安となるので、良く観察して片付けましょう。
 - 飼い猫用トイレは容器とその中に敷く物との組み合わせ方がいろいろあるので猫の癖をよく見極めて（最初は何種類か試みて）、猫の成長に合わせた大きさのものを用意しましょう。
 - 汚物又は汚水を適切に処理し、悪臭又は昆虫等の発生を防止しましょう。
- （6）抜け毛の処理やケージの清掃等を行う場合は室内で行い、必ず窓を閉めるなどして、毛や埃等の飛散を防止し、必ずゴミとして捨てること。
- （7）耳や口など体のどこを触られても平気なように、日頃から人間との付き合いを経験させておくこと。
 - ※ 診療を受ける時も生活の中でも扱いやすくなります。
- （8）猫の成長に合わせて強度のあるツメとぎ板を用意し、しつけること。

【健康管理について】

- （1）繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術の利点を十分に理解した上で繁殖制限の措置を行うこと。

- 生後5～6か月で発情がくるのでその前に、若しくは乳歯から永久歯に生え変わる時を目処に手術しましょう。
※手術後は、尿の臭いがうすくなる、大きな声で鳴きわめかない、遠出をしなくなる、他の猫とケンカをすること等が減ります。
- (2) 猫の病気及び負傷の予防等、健康及び安全を保持することに努め、異常があった時にはできるだけ早く獣医師に相談すること。
 - 各種寄生虫や伝染病の予防薬の投与、ワクチン等の接種を受けさせましょう。
- (3) 猫の体が汚れている時には、猫を洗うとか毛をすくなどして清潔を保つこと。ノミが付いている場合は、駆虫薬で駆除すること。

【その他】

- (1) 首輪を付けて飼い主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2) 猫による汚損、破損、傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること。
- (3) ご近所との円満な付き合いができるよう努力すること。
※近所の人の猫に対する反応が変わります。
- (4) 猫の飼育が認められている集合住宅では「飼育者の会」を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5) 引っ越しの際は、真剣に引っ越し先と交渉したり獣医師や福祉保健センター・動物愛護団体等に相談するなどして、飼い続ける努力をすること。
 - 努力の結果、継続飼育が不可能となった場合は、安楽死処置もやむを得ません。
※猫は新しい場所でも3週間くらいで馴染めます。
- (6) 猫が死亡した場合は、適切な取り扱いを行うこと。

外猫の場合

【飼育管理について】

- (1) 外猫の面倒を見ようという人は、できるだけグループや集団で役割分担しながら活動し、代表者を決める等責任の所在を明らかにして、世話をする人が孤立しない様に、周辺住民の理解を求めるよう心がけること。
- (2) エサ場は、周辺住民の一般生活上支障のない場所を決めて、その場所以外ではエサを与えないこと。また、エサは決められた時間に食べきれだけの量を与え、食べ終わのを待ってから回収、清掃を実施し、常に清潔を心がけること。置きエサは、周辺住民の迷惑になるので絶対にやめること。

- (3) エサや水は健康維持を考えて十分配慮すること。
 - (例)牛乳は、軟便につながる人が多いようです。ねり製品ばかりをやらないようにしましょう。
- (4) エサ場周辺の排泄しやすい場所に猫用のトイレ若しくはそれに準ずる物あるいは場所を設置し、そこで排泄するようにしむけ、速やかに始末するように心がけること。
- (5) 猫用トイレ以外の場所のフンも、エサを与えた結果として片付けるように心がけること。
 - 猫のフンだけに限らず、周辺環境の美化に努めましょう。
 - 他人の土地のフンについても、連絡通報があれば早く回収、清掃して、周辺住民との円満な付き合いができるよう努力しましょう。
- (6) 庭や近所の立ち木が傷つけられるのを防ぐために、ジュウタンを裏返しにしたものやツメとき板になるものを用意するよう心がけること。
- (7) 食物を十分に与えて生ゴミ等を「アサル」ことのないように飼育すること。

【健康管理について】

- (1) 外猫の面倒を見ようという人は、今以上に頭数が増えないように必ず不妊去勢手術を実施し、ピヤスやイヤークット等の目印を付けて終生世話をすること。
 - 不妊去勢手術の利点を十分に理解した上で繁殖制限の措置を行いましょよう。
- (2) 手術のために捕まえることが困難な場合は、獣医師、動物愛護団体、福祉保健センター等に問い合わせて助言を求めること。
- (3) 猫が病気や負傷をしている場合は、獣医師若しくは福祉保健センターと相談し、責任をもって対応すること。
 - 治癒困難な場合は、安楽死処置もやむを得ません。
- (4) 伝染病や寄生虫等の予防、健康保持のため必要な措置を行うこと。

【その他】

- (1) 猫が侵入するのに好ましくない場所（砂場、芝生等）に関しては、侵入防止等の方法を試みること。

(平成11年4月1日から施行)



磯子区のシンボルマーク

発行年月 平成18年6月
編集発行 横浜市磯子区福祉保健センター生活衛生課
住 所 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1
電 話 045 (750) 2451
F A X 045 (750) 2548

横浜市広報印刷物登録 第170813号
類別・分別 B-QA091

※この印刷物は再生紙（古紙混入率100%）を使用しています。